

# 配分規程・配分要領



社会福祉法人長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8

TEL 026(234)6813

FAX 026(234)3024

E-mail [nkyobo@akaihane-nagano.or.jp](mailto:nkyobo@akaihane-nagano.or.jp)

<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>

## 社会福祉法人長野県共同募金会配分規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法に定めるもののほか、社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）が行う寄附金の配分について必要な事項を定めるものとする。

(配分の対象)

第2条 配分は、本県内において民間社会福祉事業を営む次の各号に掲げるもので、配分を受けることを希望し、かつ配分を受けるにふさわしいものを対象とする。

- (1) 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人及び特定非営利活動法人
- (2) 法人格は有していないが、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護活動、その他の社会福祉を目的とする事業を経営するもの（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされるものを除く。）
- (3) その他、本会が特に必要と認めるもの

(配分事業の種類)

第3条 配分の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等整備配分事業
- (2) 自動車整備配分事業
- (3) 県域社会福祉団体配分事業
- (4) 安心・安全なまちづくり公募配分事業
- (5) 県社会福祉協議会配分事業
- (6) 使途選択募金公募配分事業
- (7) 災害援護金配分事業
- (8) 全国共通テーマ配分事業
- (9) 市町村域地域福祉配分事業
- (10) NHK歳末たすけあい特別配分事業
- (11) その他本会が別に定める配分事業

(配分の原則)

第4条 配分は、前条に定める当該事業の配分要領等に基づき、募金年度の翌年度において実施する事業に対して行う。ただし、NHK歳末たすけあいに係る配分金、災害準備金取崩金による配分及びその他緊急の必要がある場合については、この限りではない。

(配分対象除外)

第5条 前条にかかわらず次の各号の一に該当する事業は配分の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済を主たる目的とする事業

- (2) 特定の個人的活動又はそれに類する事業
- (3) 事業の経営が、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業又は営利を目的に行っていると認められる事業
- (4) 経営の状況がその地域の寄附者から信頼されていない事業
- (5) 配分金以外の財源によって充当可能と認められる事業
- (6) 介護保険法の適用における指定介護保険事業（介護保険法という施設サービス以外の事業で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。）
- (7) 管理面の整備等自らの責任において措置することが適当と認められる事業
- (8) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされるもの
- (9) 土地の取得のための事業
- (10) 申請時に既に着手している事業
- (11) その他配分を不適当とみなされる事業

（配分の申請）

第6条 配分の申請は、本会が指定する日までに別に定める申請書に必要な書類を添えて提出する。

2 配分申請書の提出後、申請事業内容又は資金計画等を変更するときは、速やかに本会に変更申請書を提出しなければならない。

（申請事業の審査）

第7条 本会は、前条の申請書の提出があったときは、申請に係る書類の審査を行うほか、必要に応じてヒアリング及び現地調査を行うものとする。

（配分計画）

第8条 配分計画は、社会福祉法第119条の規定に基づき、長野県社会福祉協議会の意見を聴取した上で、配分委員会の承認並びに理事会及び評議員会の議決を得て決定する。

（配分計画の調整）

第9条 当該年度の募金額が、前条に規定する配分計画の額に達しない場合は、配分委員会に諮り、所要の調整を行うものとする。

（配分決定）

第10条 配分を決定したときは、配分の条件を付して配分決定通知書により申請者に通知する。

（緊急配分事業の申請）

第11条 特別な事情により緊急に配分を希望する場合は、第6条の期限にかかわらず、

その理由を付して「共同募金緊急配分申請書」（配分申請書の様式に準ずる）を本会へ提出するものとする。

（配分金の交付請求）

第 12 条 申請者は、配分の決定を受け、配分金の交付を受けようとするときは、別に定める配分金交付請求書を本会に提出する。

（配分金の交付）

第 13 条 本会は、前条の配分金交付請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認の上、配分金を交付する。

（配分金交付の条件）

第 14 条 配分金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を履行しなければならない。

- （１）配分金は、配分に係る事業のために適正かつ効率的に使用し、寄附者の信頼に堪えるようにすること。
- （２）配分に係る事業又は経理に関する書類の提出若しくはその内容の監査等に応ずること。
- （３）共同募金の配分を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源とした事業であることを標識や印刷物等によって明示するほか、寄附者に対し広く周知すること。

（事業の実施報告）

第 15 条 配分金の交付を受けたものは、事業の完了後 30 日以内に別に定める実施報告書を本会へ提出しなければならない。

（事業の監査）

第 16 条 本会は配分金を交付したものについて、前条の報告書に基づき、事業実施結果の監査を行うものとする。

- 2 前条の監査は関係書類、その他必要な資料を提出させて行うほか必要あると認めるときは、実地に監査を行うものとする。

（配分物件の管理期間及び処分の制限）

第 17 条 配分金により取得した物件等の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、配分事業完了の翌年度の期首から起算するとし、この間の処分を禁止する。ただし、やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、本会の承認を得なければならない。

- 2 管理期間終了後、配分金により取得した物件を処分した場合は、処分後速やかに本会に報告する。

（受配者の寄附金募集の禁止）

第 18 条 法令の定めるところにより、共同募金の配分を受けたものはその配分を受け

た後１年間はその事業の経営に必要な資金を得るために、いかなる名目のもとにも寄附金を募集してはならない。

（決定の取消し及び配分金の返還）

第 19 条 本会は、配分を決定した者又は配分金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、配分金の全部又は一部の決定を取り消し、又は返還させることができる。

- （１） 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなつたと認められるとき
- （２） 配分の対象となつた事業を他の財源で実施したとき
- （３） 配分金を配分の対象となつた事業以外の使途に使用したとき
- （４） 第 6 条第 2 項の規定によらずに、事業を実施したとき
- （５） その他第 10 条の条件に不履行があつたとき

（委任）

第 20 条 この規程を実施するため、必要な事項は、会長が別にこれを定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前の配分金に係る行為は、すべてこの規程によりなされたものとみなす。
- 3 社会福祉法人長野県共同募金会配分規程（平成 19 年 4 月 1 日施行）及び共同募金配分実施細則（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

# 長野県共同募金会配分要領

社会福祉法人長野県共同募金会

長野県共同募金会（以下、「本会」という。）の共同募金配分（共同募金以外の寄付金配分、災害その他緊急配分等を除く）は、「長野県共同募金配分規程」（以下、「規程」という。）に定めるもののほか、この要領による。

## 第 1 社会福祉施設等整備配分事業

### 1 対象法人・団体・施設等

規程第 2 条(1)に定める者のうち、本配分要領第 10 に規定する市町村域地域福祉配分の対象とならないもの。

### 2 対象事業・経費

福祉サービス提供を直接行う場となる建物を新築・増改築・改修・修繕し、または福祉サービス提供に直接使用する設備・備品を購入する事業を対象とする。

この要領で「備品」とは、原則として単価 10 万円以上かつ耐用年数 5 年以上のものをいう。建物工事の場合は、申請法人が所有する建築物または相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建築物に限る。

なお、いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

### 3 対象外事業

規程第 5 条に定める事業

### 4 配分限度額

配分限度額は 500 万円とし、配分対象経費総額の 75%以下（配分額は万円単位で万円未満切り捨て）とする。

ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

### 5 募集期間 令和元(2019)年 5 月 7 日（火）～ 6 月 21 日（金）

### 6 申請書の受付及び提出書類について

配分を希望する法人は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

### 7 留意事項

(1) 申請にあたっては、事業の目的や目標などを具体的に示すものとする。

- (2) 配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することができない。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できることとする。
- (3) 社会福祉施設等整備配分事業、自動車整備配分事業および県域社会福祉団体配分事業の同時申請はできない。

## 第2 自動車整備配分事業

### 1 配分対象と事業

配分の対象と事業は次のとおりとし、有償において行う運送等については、所定の許可を得て行う事業とする。

ただし、申請者1事業とし、前年度に自動車の配分の決定を受けた法人は対象外とする。

- (1) 規程第2条(1)に定める者が実施する次に掲げる事業に要する自動車
  - ① 市町村域地域福祉配分の対象とならない社会福祉施設における入所者、通所者の移送及び就労等事業
  - ② 地域活動支援センターにおける通所者の移送及び就労等事業
- (2) 市町村社会福祉協議会が行う次に掲げる事業に要する自動車
  - ① あらかじめ登録した会員を対象とした運送サービス事業
  - ② 住民への福祉車両貸し出し事業
- (3) その他本会が特別に認めた事業

### 2 対象自動車の種類と配分上限額

配分の対象となる自動車の種類と配分の限度額は別表のとおりとする。

### 3 事業費、配分率

配分対象事業費は、車両本体価格に本会が必要と認めた改造、内装、設備、配分明示ペイントに要する費用を加えたものとし、登録諸費用（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費、リサイクル料及びこれらに係る消費税）は含まない。

また、更新の場合は事業費から下取り価格を除く。

配分率は対象経費総額の75%以内とする。（配分額は万円単位で万円未満切り捨て）

### 4 車両の更新要件

- (1) 排気量 660cc 以下、初度登録から 10 年が経過、あるいは走行距離 10 万km以上
- (2) 排気量 661～1,999cc、初度登録から 13 年が経過し走行距離 13 万km以上
- (3) 排気量 2,000cc 以上、初度登録から 13 年が経過し走行距離 15 万km以上
- (4) 上記①～③に該当しないが、相当な老朽化や重大な故障の発生など特に更新の必要性が高いと判断される場合

## 5 配分の明示

本会が指定する箇所へ「ありがとう赤い羽根募金」とペイント書きし、本会が送付する赤い羽根ステッカーを貼付すること。

## 6 募集期間 令和元(2019)年5月7日(火)～6月21日(金)

## 7 申請書の受付及び提出書類について

配分を希望する法人・団体は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

## 8 留意事項

- (1) 申請にあたっては、事業の目的や目標などを具体的に示すものとする。
- (2) 配分決定を受けた翌年度は、配分を申請することができない。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できることとする。
- (3) 自動車整備配分事業、社会福祉施設等整備配分事業および県域社会福祉団体配分事業の同時申請はできない。

# 第3 県域社会福祉団体配分事業

## 1 配分対象

配分規程第2条に定める者のうち、広域で社会福祉を目的とする事業および公益を目的とする事業を行う団体とする。

## 2 配分の対象事業及び対象経費

- (1) 公的制度では対応できない福祉サービスを地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- (2) 福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービス・活動を提供する事業
- (3) 地域住民や福祉関係者などを対象とした地域福祉推進のための各種啓発、講演、研修等の事業
- (4) 地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業
- (5) 全国単位の会議又は研修等の当番県として行う事業(以下「全国単位」という。)  
および関東ブロック単位の会議又は研修等の当番県として行う事業(以下「関ブロ単位」という。)
- (6) その他特に臨時的経費と認められる事業

## 3 対象外事業

- (1) 規程第5条に定める事業（特定の個人的活動と思われる事業など。）
- (2) 他団体又は下部組織への運営費補助事業
- (3) 会員、構成員等同士の間睦みのみを目的とした交流事業
- (4) 機関誌・広報誌等発行事業（会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りでない。）

#### 4 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- (4) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）
- (5) 介護保険事業

#### 5 配分額及び配分限度額

##### (1) 配分限度額及び事業数

配分限度額は1事業あたり50万円とし、申請事業にかかる対象経費総額の75%以下で配分額は千円単位で千円未満切り捨てとする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

なお、申請できる事業数は全国単位及び関ブロ単位を除き、原則1事業とし、事業ごとに所定の配分率を適用する。

- (2) 同一事業に対して連続して配分する場合は3年を限度とするが、特に必要と認められた場合は2年に限り配分を延長することが出来るものとする。この場合4年目の配分率は50%以内で、配分額は30万円を限度とし、5年目の配分率は30%以内で、配分額は10万円を限度とする。
- (5) 県域社会福祉団体配分事業、社会福祉施設等整備配分事業および自動車整備配分事業の同時申請はできない。

#### 6 募集期間 令和元(2019)年10月14日（月）～11月29日（金）

#### 7 申請書の受付及び提出書類について

配分を希望する法人・団体は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

#### 8 留意事項

- (1) 申請にあたっては、事業の目的や目標などを具体的に示すものとする。
- (2) 福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。

#### 第4 安心・安全なまちづくり活動公募配分事業

別途定める安心・安全なまちづくり活動公募配分要綱ならびに安心・安全なまちづくり活動公募配分取扱要領に基づき配分を行う。

#### 第5 県社会福祉協議会事業配分事業

##### 1 対象事業

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業、住民福祉活動の組織化、市町村社協・施設・団体・住民が抱える今日的課題を全県的視野で解決すべく行う諸事業を対象とする。

##### 2 対象外事業

- (1) 規程第5条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- (2) 他団体又は下部組織への運営費補助事業
- (3) 会員、構成員等同士の間での親睦のみを目的とした交流事業
- (4) 機関誌・広報誌等発行事業（会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りでない。）

##### 3 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 備品を購入する経費（申請事業実施に不可欠で購入以外に調達方法がない場合はこの限りでない。）
- (4) 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- (5) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）

##### 4 配分率

配分率は、申請事業にかかる対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

##### 5 募集期間 令和元(2019)年10月14日（月）～11月29日（金）

##### 6 申請書の受付及び提出書類について

配分を希望する場合は、募集期間内に共同募金配分金事業申請書を長野県共同募金会に提出する。

## 7 留意事項

- (1) 申請にあたっては、事業の目的や目標などを具体的に示すものとする。
- (2) 福祉大会や講演会、研修会などで、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、配分対象とする。
- (3) 同一事業を同様の内容で申請できるのは連続3年までとし、相当期間を空けなければ再申請できない。3年を超えて連続申請を希望する場合及び再申請する場合は理由を付して申請する。

## 第6 使途選択募金公募配分事業

別途定める使途選択募金実施要領に基づき配分を行う。

## 第7 災害援護金配分

別途定める災害援護金配分要綱に基づき配分を行う。

## 第8 地域生活支援公募配分事業

別途定める地域生活支援公募配分要綱に基づき配分を行う。

## 第9 市町村域地域福祉配分事業

### 1 対象法人・団体・施設等

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。
  - ① 特定非営利活動法人、任意団体、その他当該市町村共同募金委員会が必要と認める団体
- (3) 規程第2条に定める者が運営する次の施設
  - ① 保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター、その他当該市町村共同募金委員会が必要と認める事業

### 2 対象事業・配分基準等

各市町村共同募金委員会管内の地域福祉の充実を目的とした具体的な事業を対象とし、「広域活動社会福祉団体配分事業」等を参考に、各市町村共同募金委員会において独自に配分基準等を設定する。

### 3 対象外事業

- (1) 規程第5条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- (2) 介護保険事業
- (3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業

### 4 対象外経費

- (1) 申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費
- (3) 飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- (4) 宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）

### 5 留意事項

- (1) 地域福祉活動計画に沿った事業など、当該市町村域内全体の中でニーズを調整して実施する事業を優先する。
- (2) 地域福祉の課題解決に向けて、住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先する。
- (3) 申請については、各市町村共同募金委員会で定める。

## 第10 NHK歳末たすけあい特別配分事業

年度毎に別途定めるNHK歳末たすけあい特別配分要綱に基づき配分を行う。

(別表)

| 種 類 | 特別装備                                 | 概 要                                        | 排気量等<br>(cc)                                | 限度額<br>(千円)                      |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|
| 車両Ⅰ | 「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備 | 助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備     | 660以下<br>661～1500<br>1501～2000<br>2001～3000 | 1,200<br>1,400<br>2,000<br>2,700 |
| 車両Ⅱ | スロープ式車いす仕様                           | 車両に装備したスロープ、またはリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備 | 660以下<br>661～1500<br>1501～2000<br>2001～3000 | 1,500<br>1,800<br>2,500<br>3,300 |
| 車両Ⅲ | リフト式車いす仕様                            | 車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備         | 660以下<br>661～1500<br>1501～2000<br>2001～3000 | 1,500<br>1,600<br>2,300<br>3,000 |
| 車両Ⅳ | 特別装備の無い車両                            |                                            | 660以下<br>661～1500<br>1501～2000<br>2001～3000 | 800<br>1,200<br>1,700<br>2,300   |